平成３０年（再イ）第２号
三重県志摩市志摩町和具3087番地17
再生債務者　覚田　基弘
1　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月12日まで
平成30年６月21日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成３０年（再イ）第２号
広島県呉市広長浜３丁目７番６号
再生債務者　林　　大介
1　決議に付する再生計画案　平成30年６月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　　広島地方裁判所呉支部

平成３０年（再イ）第１号
山口県宇部市西宇部北５丁目10番24号
再生債務者　上前　隼人
1　決議に付する再生計画案　平成30年６月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（再イ）第４号
愛媛県松山市北藤原町３番地１　アルファステイツ市駅西1204号
再生債務者　旭　　晃司
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第６号
高知市鳥越50番地３　鳥越ハイツ105
再生債務者　山田タカ子
1　決議に付する再生計画案　平成30年６月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第３３４号
東京都世田谷区砧４―20―21
再生債務者　山下　　玄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８７１号
東京都板橋区徳丸２―11―17―101
再生債務者　川原　弘行
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１１号
三重県四日市市川尻町2238番地１
再生債務者　中島　洋介
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月21日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第８号
埼玉県朝霞市本町１丁目15番29号プレステージ101号室
再生債務者　市村会里子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月25日から平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１００００２号
茨城県古河市尾崎4768番地10
再生債務者　間中　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年８月１日から平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（再ロ）第１００２７号
東京都府中市本町２―18―１―307
再生債務者　柴　　俊彦
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年８月１日から平成30年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市野田町4808番地59
再生債務者　佐藤　雄二
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年８月２日から平成30年８月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００４９号
東京都清瀬市竹丘３―21―24
再生債務者　佐野　昌伴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目
（甲）日本調剤株式会社
代表取締役　三津原　博
東京都千代田区丸の内一丁目九番一号
（乙）有限会社アカネ
代表取締役　三津原　博

合併公告
左記会社は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.chinacommerce.co.jp/
平成三十年六月二十九日
東京都港区赤坂三丁目五番五号　ストロング赤坂ビル九階
（甲）アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役　網屋　信介
東京都中央区八丁堀三丁目一番五号
（乙）株式会社ＣｈｉｎａＣｏｍｅｒｃｅ
代表取締役　原田　昌紀

合併公告
左記会社は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月十一日
掲載頁　七十一頁（号外第一二四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月十一日
掲載頁　七十一頁（号外第一二四号）
平成三十年六月二十九日
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇三番地
（甲）株式会社ＴＡＣプロフェッショナルバンク
代表取締役　長島　典男
東京都千代田区神田三崎町三丁目六番一四号
（乙）株式会社ＴＡＣ医療
代表取締役　金井　孝二